

順心広尾学園後援会規約

(名 称)

第1条 本会は順心広尾学園後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局を次の所在地に置く。

東京都港区南麻布5-1-14 順心広尾学園

(目 的)

第3条 本会は順心広尾学園を後援し、学園の振興発展に寄与すると共に会員間並びに教職員との相互親睦を図る。

(行 事)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

1. 学園の年間行事に関する後援
2. その他本会の目的に必要な事項

(会 員)

第5条 順心女子学園高等学校、広尾学園高等学校の卒業生の父母もしくはこれに代わるものは、卒業と同時に会員とする。

(入会金)

第6条 本会の入会金は3,600円とする。

本会の入会金は3,600円とし、在学中にこれを収める。

(会 費)

第7条

1. 当会の会費は1年につき600円とする。但し、入会后6年間の会費は入会金3,600円をもってこれに充当する。
2. 入会7年目以降については、会費6,000円を一括納入することにより5年間会員を引き続き継続する事が出来る。
3. 会費に関わる詳細は、細則にて定める。

(役 員)

第8条 本会は次の役員を置く。

- ・ 会 長 副会長 監査役
- ・ 書 記 会 計 事 業 広 報

1. 役員は役員会の推薦に基づき総会で選出する。
2. 本会は総会の決議により、必要により相談役を置くことができる。但し、相談役の任期は原則2年以内とする。
3. 会長は本会を総括し、かつ本会を代表する。また役員会の議長となる。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは会長指名の副会長がこれを代行する。

5. 監査役は本会の会計を監査する。
 6. 役員会の決議は出席役員の過半数をもって議決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。
 7. 役員3名以上の請求があったとき、会長は役員会を招集しなければならない。
 8. 役員の任期は2年とし再任をさまたげない。但し、会長の再任は2期4年までとする。
 9. 期中にやむを得ない理由により欠員が生じた場合、或いは行事や活動等が期初の予定より著しく増大し役員の増員を余儀なくされた場合は期間限定において臨時役員、専任運営役員として学園と協議のうえ役員会推薦により選出する事ができる。
- 臨時役員、専任運営役員は役員と協力し後援会の運営を補佐するものとする。

(定例総会)

第9条

1. 本会の総会は、年1回年度始めに開催することとする。
2. 会場は順心広尾学園内とする。
3. 議長は会長または会長の指名する者がこれを行う。
4. 総会の決議事項は、行事報告ならびに次年度の行事案、決算・予算案、役員及び相談役の選任、本規約の改正、その他役員会で必要と認めた事項とする。
5. 総会の決議は出席会員の過半数をもって議決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(臨時総会)

第10条 役員会の決議もしくは会員総数の20分の1以上の要求があるときは、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(経 費)

第11条 本会の経費は入会金、会費、寄付金等より支出する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(退 会)

第13条 退会は本人の申告による。

但し、既に納入した入会金・会費は返戻しない。

(資格喪失)

第14条 入会7年目以降、引き続き会員としての継続申込がない場合には、直ちに会員資格を失う

(細則)

第 15 条 本会の運営上必要な細則は、役員会がこれを決定することができる。

(設立)

本会の設立年月日は昭和56年4月1日とする。

附 則 この規約は平成5年1月14日から施行する。

この規約は平成7年4月22日から施行する。

この規約は平成13年4月29日から施行する。

この規約は平成19年4月1日から順心広尾学園後援会と名称変更する。

この規約は平成 21 年 4 月 25 日から施行する。

この規約は平成 25 年 4 月 27 日から施行する。

この規約は平成 26 年 4 月 19 日から施行する。

この規約は平成 27 年 4 月 25 日から施行する。